

東海学連会計運用細則ガイドライン

平成 31 年 3 月某日

筆：平成 30 年度東海学連幹事長

1. 細則作成までの過程

○現状

東海学連の会計、すなわち預金通帳には現在 100 万円ほどの現金資産があります。これは主に歴代の当学連盟員の先輩方からいただいた加盟費やセレクションの黒字等によって築き上げられたものであり、基本的にその預金額は毎年微増傾向にあります。それではその膨大な資産はどのように使われているのか。実のところ「使われる機会自体あままない」です。当学連及び日本学連の総会に出席するときの役員の交通費や学連主催の夏・冬合宿の赤字補填くらいで、用途も決まり切っており学連盟員全員から勝手に徴収しておいてその“還元”が満足にできていない状況にあると言えます。

さらに、こんな大金を保有しておきながらその管理方法や扱い方について何の決まりもありません。学連主催行事の会計報告も各部内には報告されず終わることがほとんどです。一応会計監査はありますがハンコ押しで終わり、いちいちこの出費の領収証がどうかそこまで確認していません。会計担当もいますがやはり幹事長の指揮のもと動くので権力面では敵いません。

このような状況下でこれまで大きな問題なくやってこれたのは、単に「歴代幹事長の良心」ゆえです。やろうと思えば、「総会の交通費ひとりあたり 10 万円な〜」みたいな、そんな横暴もできるのです。おおよその運用は明文化されたルールによってではなく慣例やその場の状況によって決められ、何かに投資することもせずただ漫然と毎年加盟費を集金する。それが現在の当学連会計の状況です。

○使ってみた

こんなにお金あるんなら使ってみよう、ということで前年度末に前幹事長が各大学からお金の使い道の案を募集してみました。結局総会では「学連全体に平等に使うのが良いよね」とまとまりとりあえず東海学連合宿の参加費補助に充てるという方針で決まりました。早速夏合宿の参加費を 1500 円/人ほど下げて募集してみました。あまり効果はなく例年通りの参加者数に落ち着きました。冬合宿では名大コーチ陣から「各コーチに学連から謝礼を渡してコーチ練形式で冬合宿を行うのはどうか」とご提案があったので、参加費補助に併せてコーチ 1 人あたり一律 10000 円の謝礼をすることにしました。夏合宿とはうって変わって参加者もコーチの方々もたくさん来てくださり充実した合宿にはなったのですが、謝礼金額をわりと適当に決めたこともあり赤

字額が 10 万円を超えるという事態に。「財布の紐ゆるめすぎちまったぜ…」と反省せざるをえない結果になったのです。

「せっかくお金があるなら学連のために使いたい…でも中途半端な使い方じゃ効果は無いしかとって際限なく使うと大赤字…そもそもストッパーもないし細かい金銭の授受なんかはザル勘定になってしまう…(; _ _)」

○本会計運用細則の作成にあたって

前置きが長くなりましたが、上記までの流れや私の所感を踏まえて以下の目的のもと運用細則を作成します。

- I. 学連加盟員に対しその保有金を使って公平に還元する
- II. 会計の運用方法に縛りをつけることで、関係者による濫用や保有金の使いすぎを防ぐ

ルールを決めてそれに則ってお金を運用する、ことがしたいのです。

究極的に言えば、別にこんなルール破ったところで警察に捕まるわけでもないので結局「関係者の良心に依る」のですが…

2. ガイドライン というか説明みたいなもの

① 各「収入」について (4 条)

- i. 本連盟加盟員による加盟料
→毎年度初めに加盟員から集金するものです。例年 2000 円/人ですが、残預金や前年度の活動内容に応じて金額は増減してよいと思います。
- ii. 本連盟主催行事の黒字部分
→具体的に言うとセレクションや合宿の黒字部分が該当します。トレインや諸般の事情により黒字となるか赤字となるかはその年次第といったところでしょうか。
- iii. 日本学生オリエンテーリング連盟 (以下、日本学連) 賛助会費
→毎年、東海学連 OB (?) の賛助会員人数分だけ、日本学連からお金がもらえます。
- iv. その他副・幹事長及び会計が認知した収入
→「支出」部門でも同様の項目を設けましたが、これは上記 3 つ以外のものでも収入として充ててもよい、ということです。例えば、トレイン内で埋蔵

金を見つけて東海学連の所有となった場合、この項目に該当させて収入とすることができます。がんばって掘ろう。

② 各「支出」について（5条及び8条）

- i. 本連盟主催行事にかかる費用のうち、主管者より要望のあるもの及び赤字部分
→これは、東海学連以外の人・団体に大会等の運営をお願いする（＝主管を委託する）場合を前提としています。例えば東海インカレにおいて、主管を委託した実行委員会側から「運営資金が足りないから学連から補助出して」という場合の補助金や赤字の補填があった場合、それらがこの支出として認められます。なお8条二項より、50000円以上は総会の承認がなければ支出してはいけません。
- ii. 加盟校から要望のある費用のうち、当該加盟校の総会で承認を受けかつ学連全体の発展に寄与すると判断できるもの
→“学連内に還元する”機能を発揮する項目です。前例がないのでここで具体例を出すのは難しいですが、手続きの順番としては「A大学内総会で案が承認される→副・幹事長が学連全体に貢献できるものか判断→貢献できると判断された場合、学連総会内で決議」という流れです。
- iii. 日本選手権大会における選手権クラス出場者の参加費補助
→MAX1000円です。0円でも可。
- iv. 日本学連及び本連盟総会に出席する本連盟役員の交通費
→MAX 交通費全額の半額です。欠席者には支払い無し。代理者はまあどちらでも。
- v. 新規加盟校（準加盟含む）における翌年度の新歓活動補助費
→8条六項により、例えば2018年4月に東海学連内で新しくN大学から3人加盟者が出た場合、2019年4月1日時点で新2年生がそのまま3人いれば $3 \times 5000 = 15000$ 円をN大学に支給します。
- vi. その他副・幹事長及び会計が認知した支出
→「収入」のものと同じ

③ 貸出について

→例年東海インカレ運営には学連から2～3万円補助を出しています。私のときは「補助」でしたが、前年度は「貸出」として運営後同額を返済してもらっていたそうです（私はそれを知らずに補助としてしまった）。ともかく、6条により貸出の余地を残しておくことで、ちょっと胡散臭い団体や人と活動する場合でも一応は保険を掛けることができます。どんな場合だよ…

改正もできるので、この規約内で矛盾点や足りない部分があればどんどん改正してよりよいものにしていきましょう。

以上